

障発第0517第2号
平成24年5月17日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

社会福祉施設等施設整備費（東日本大震災復興特別会計）における
防災拠点スペースの整備及び耐震化整備について

標記については、平成24年5月17日厚生労働省発障0517第12号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費（東日本大震災復興特別会計）の国庫補助について」により行うこととされているが、その取り扱いに当たっては、次によることとし、平成24年4月1日から適用することとしたので、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配意願いたい。

I 防災拠点スペースの整備について

1 趣旨

災害時における障害者等は、体育館等を活用して設置される通常の避難所では生活スペースを確保することや福祉サービスの提供を受けることが、極めて困難になることが多い。

このため、障害者等のサービス提供に関して専門的機能を有する障害福祉サービス事業所及び障害児施設において、被災障害者等の受け入れが可能となる設備等を備えた防災拠点スペースを整備し、災害時における障害者等のサービス確保に資することを目的とする。

2 対象事業

災害時に備え、社会福祉法人等が障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所や障害児施設に障害者等の受け入れが可能となる設備等を備えた防災拠点スペースを一体的に整備する事業。

3 その他

- (1) 障害者等の緊急受け入れ先である防災拠点として、地方公共団体が策定する地域防災計画に位置づけられるものであること。
- (2) 障害者等の受け入れに当たっては、必要な福祉サービス、物資等について、行政機関、社会福祉関係機関等との協力・支援体制をとっておくこと。
- (3) 災害時において、障害者等30人程度が長期的に避難生活が可能スペース及び設備の確保が図られること。
- (4) 平常時には、多目的スペース等として、地域に密着した独自の事業を実施するためのスペースとして活用するものとしても差し支えないが、災害時には速やかに障害者等の受け入れ体制が確立できる活用方法とすること。

II 耐震化整備について

1 趣旨

地震発生時に自力で避難することが困難な障害者等が多く利用する障害福祉サービス事業所及び障害児施設の安全を確保するため、耐震化整備を図ることを目的とする。

2 対象事業

施設利用者の安全・安心を確保し、社会福祉法人等が地震防災上倒壊等の危険性のある障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所や障害児施設（通所）の耐震化を図るため、改築又は補強等の整備を図る事業。

3 その他

耐震化整備区分の定義は次のとおりとする。

整備区分	整備内容
改築	既存の施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
増改築	耐震化改築整備に併せ、現在定員の増員を図ること。
大規模修繕	既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ・ 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ・ その他必要と認められる上記に準ずる工事
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」を準用し、改築整備（一部改築を含む。）をすること。

Ⅲ 補助基準単価（Ⅰ及びⅡ共通）

平成24年5月17日厚生労働省発障0517第12号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱」の第2の6に定めるところによるものとする。